

医療従事者等優先接種を行う医療機関の先生へ

連携型Bでも、近隣の歯科・薬局等と個別に調整の上、接種が可能です

県内の連携型接種施設において、新型コロナワクチンの「医療従事者等優先接種」が順次始まっております。本日時点で神奈川県が周知を行っているQ&A等についてご紹介いたします。

【コロナワクチン発注前に行う接種日時の調整について】

	自院の従事者	他院の従事者
連携型接種施設A (県内約500カ所)	接種希望者と個別で調整	県の予約システム(今後提供予定)を使用し、調整 ※接種希望者と個別で調整も可
連携型接種施設B (県内約3300カ所)		接種希望者と個別で調整し、接種可能

県ホームページ内<接種実施医療機関事務マニュアル>を基に作成

- ◆県ホームページ内<新型コロナワクチンの医療従事者等向け優先接種について>の「よくある質問」より
- Q ワクチンをオーダーした余りが出た場合、先に高齢者などの一般の住民にワクチンを接種してよいか。
- A まずは、近隣の医療機関(歯科・薬局等)にお声がけいただき接種をお願いいたします。近隣の医療機関の方の調整がつかない場合は、優先順位に沿った住民の受入れが可能です。
※接種後、速やかにV-SYSへの接種記録の入力を行ってください。
- Q 接種券付き予診票を自院で発行してもよいか。
- A 発行いただいて構いません。自院で発行する場合は県ホームページに掲載されている「接種予定者リスト」をご使用ください。なお、発行後に県から接種券付き予診票が届いた場合は、破棄いただきますようお願いいたします。
※接種券付き予診票が発行できるのは、基本型、連携型になっている医療機関です。
- Q ワクチン接種費用の請求はどのようにするのか。
- A 費用の請求は、接種券付き予診票を使って行います。毎月、住所地の市町村ごとにまとめた上、原則として、翌月10日までに、同一市町村内のものは市町村またはその委託先、市町村外の場合は国保連に提出してください。

詳細は下記の神奈川県ホームページをご確認ください。

【新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等向け優先接種について】

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccine_doctor.html

- 医療従事者等優先接種に関するお問い合わせ
Tel.045-285-0717(受付時間:平日9時~17時)
- 接種券の発送に関するお問い合わせ
コールセンター 0570-010865(受付時間:9時~21時)
- ワクチン配送に関するお問い合わせ
神奈川県ワクチン配送コールセンター 0120-544-388

